

### 3 山形県青少年健全育成審議会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第22条の2第1項の規定に基づき、審議会に有害図書類審査部会を置く。

2 審議会は、前項に掲げる部会のほか、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

(部会の職務)

第3条 前条に規定する有害図書類審査部会は、条例第18条の規定によりその権限に属された事項について調査審議する。

(部会の議決)

第4条 前条に規定する事項については、条例第22条の2第6項の規定に基づき、有害図書類審査部会の議決をもって審議会の議決とする。

附 則

この細則は、平成21年5月29日から施行する。